

専決第 3 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 31 年 3 月 31 日

四万十町長 中尾 博憲

四万十町税条例の一部を改正する条例

（別紙のとおり）